

農林土木工事特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」に対する【変更】、及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-5 施工計画書」において、「請負対象金額」とあるのは「当初請負対象金額」に、「1-1-1-14 土木施工管理技術検定制度等の活用」において、「1. 当初請負対象金額4,500万円以上9,000万円未満の土木一式工事」とあるのは「1. 当初請負対象金額4,500万円以上9,000万円未満の土木一式工事又は舗装工事」に、「2. 当初請負対象金額9,000万円以上の土木一式工事」とあるのは「2. 当初請負対象金額9,000万円以上の土木一式工事又は舗装工事」に、「建設機械施工」とあるのは「建設機械施工管理」に、「農業土木」とあるのは「農業土木又は農業農村工学」に、「1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等 4. 低入札技術者」において、「主任技術者又は監理技術者」とあるのは「主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐」に、「1-1-1-34 工事関係者に対する措置要求」において、「主任技術者（監理技術者）」とあるのは「主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐」に、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官、令和2年3月25日）」に、「建設事務次官通達、平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に、「2-1-3-1 県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」において、「約款第21条」とあるのは「約款第22条」と、「第21条」とあるのは「第22条」と、「約款第22条第1項」とあるのは「約款第23条第1項」と、「約款第23条」とあるのは「約款第24条」と、「約款第23条第2項」とあるのは「約款第24条第2項」と、「約款第26条」とあるのは「約款第27条」と、「約款第28条」とあるのは「約款第29条」と、「約款第29条」とあるのは「約款第30条」と、「約款第29条第1項」とあるのは「約款第30条第1項」と、「約款第29条第2項」とあるのは「約款第30条第2項」と、「約款第31条」とあるのは「約款第32条」と、「約款第31条第2項」とあるのは「約款第32条第2項」と、「約款第33条」とあるのは「約款第34条」と、「約款第34条」とあるのは「約款第35条」と、「約款第37条」とあるのは「約款第38条」と、「約款第37条第2項」とあるのは「約款第38条第2項」と、「約款第3

7条第3項」とあるのは「約款第38条第3項」と、「約款第38条第1項」とあるのは「約款第39条第1項」と、「約款第41条第2項」とあるのは「約款第54条」と、「第43条第2項」とあるのは「第44条第3号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部、各総合県民局農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（用語の定義）【変更】

1-1-1-2 用語の定義

21. 連絡

連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、約款第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。

24. 書面

書面とは、紙及び電磁的記録に記載された事項を表示したものをいう。

（施工計画書）【変更】

1-1-1-5 施工計画書

1. 一般事項

受注者は、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事（以下「低入札工事」という。）及び仕様書に明記のある工事においては、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、低入札工事において、施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められた場合には、応じなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 計画工程表
- (2) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。）
- (3) 施工管理計画
- (4) 安全管理
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 交通管理

- (7) 環境対策
- (8) 現場作業環境の整備
- (9) その他

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、第1項に示す工事においては、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

(工事実績データの登録)【変更】

1-1-1-6 工事実績データの登録

受注者は、請負代金が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】【追加】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

3. 名札の着用

受注者は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐に、氏名、会社名、工事名及び顔写真の入った名札を着用させなければならない。名札は、図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者でなければならない。

また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書又は実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）を提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項（1）を準用するものとする。

6. 技術者等の配置

受注者は、一般競争入札及び条件付一般競争入札（総合評価落札方式）対象工事において、入札前に入札参加資格確認資料として提出した配置予定技術者を、当該工事の技術者として配置しなければならない。

また、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び低入札技術者は、死亡、傷病又は退職等真にやむを得ない場合等を除いて変更することはできない。ただし、やむを得ず変更する場合には、当該入札参加条件に適合した者を選任し、再度審査を受けた後、配置しなければならない。

7. 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、上記1～6のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

（工事の一時中止）【追加】

1-1-1-18 工事の一時中止

4. 「徳島県農林土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」の適用

発注者及び受注者は、上記1～3のほか、工事の全部又は一部の施工について一時中止する場合は、「徳島県農林土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」によるものとする。

（設計図書の変更）【変更】

1-1-1-19 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

なお、発注者又は監督員と受注者は、設計図書の変更に係る業務の円滑化を図るため、「徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン（案）」に基づき、対等の立場で合議し、信義に従って誠実に契約を履行するものとする。

（建設副産物）【変更】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準と

なるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第 19 号）第 8 条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第 2 条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む。），土砂，碎石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第 20 号）第 7 条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は，COBRISの入力において，資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は，舗装版の切断作業を行う場合，切断機械から発生する排水は，排水吸引機能を有する切断機等により回収し，回収した排水については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき，適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は，一定規模以上の工事においては，工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し，工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また，「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は，電子納品の対象書類とし，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお，「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

（トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は，トラック（クレーン装置付）を使用する場合は，上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。ただし，監督員との協議により，上空施設への接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用できないことが認めら

れた場合は、この限りでない。

（徳島県認定リサイクル製品の使用）【変更】

1-1-1-39 環境対策

9. 環境物品等の使用

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、国等による環境物品等の調達等に関する法律第10条の規定に基づく「徳島県グリーン調達等推進方針」で定める重点調達品目及び「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督員に提出することができる。なお、重点調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。

（工場の選定）【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

（用語の定義）【追加】

1-1-1-2 用語の定義

49. 電磁的記録

電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（建設資材使用実績報告書）【変更】

2-1-3-1 県内産資材の原則使用

「3. 建設資材使用実績報告書」を削除する。

（法定外の労災保険の付保）

第3条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（工事成績評定の選択制）

第4条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の価格競争により発注する請負工事は、別に定める「工事における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（デジタル工事写真の小黑板情報電子化）

第5条 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について【農林水産部】

徳島県CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/digitalnourin/>

（現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等）

第6条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

（鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準）

第7条 徳島県農林土木工事共通仕様書の「第1編共通編第3章無筋・鉄筋コンクリー

ト第2節適用すべき諸基準1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

（1日未満で完了する作業の積算）

- 第8条** 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
 - 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
 - 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
 - 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

（熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行）

- 第9条** 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
 - 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
 - 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。
 - 5 熱中症のリスクを高めるおそれのある新型コロナウイルス対策（マスクやフェイスガード等）を行った場合は、真夏日の定義を「日最高気温が28度以上」と読み替えて対応するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

（仮設トイレの洋式化）

- 第10条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、当初請負対象金額1千万円未満は、洋式トイレとする。なお、特段の理由がある場合はこの限りではない。
- 2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

- 第11条** 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。
- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

- 第12条** 受注者は、本工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- 2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（担い手確保モデル工事【受注者希望型】）

- 第13条** 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（受注者希望型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で担い手確保モデル工事として試行を希望する場合は、契

約後すみやかに試行の意思を発注者に通知しなければならない。

- 3 本工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、建設現場の週休2日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

（本工事の特記仕様事項）

第14条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R 4 阿 耕 長 寿 命 化 那 賀 川 北 岸 3 期 野 上 排 水 機 場 保 全 対 策 工 事 特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

本仕様書は、野上排水機場に設置する鋼製スクリーンの設計・製作・据付工事に摘要するものである。

第 2 章 工 事 内 容

1. 工 事 の 概 要

本工事は、野上排水機場の排水ポンプの除塵のため設置されるものである。

2. 工 事 場 所

徳島県阿南市那賀川町（詳細位置は別添位置図参照）

3. 適 用 規 格

本機器の製作、据付、配管、配線に対しては下記規格及び基準に基づいて行なうものとする。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 徳島県農業土木工事共通仕様書 | 〔徳島県〕 |
| (2) 土地改良事業計画設計基準 | 〔農林水産省農村振興局〕 |
| (3) 鋼構造物計画設計技術指針 | 〔農業土木機械化協会〕 |
| (4) 水門鉄管技術基準 | 〔電力土木技術協会〕 |
| (5) 日本産業規格 (JIS) | 〔日本規格協会〕 |
| (6) 日本電気工業会標準規格 (JEM) | 〔日本電気工業会〕 |
| (7) 日本電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC) | |
| (8) 電気設備技術基準 | |
| (9) 内 線 規 定 | |
| (10) 労働安全衛生規則 | |
| (11) 河川管理施設等構造令 | 〔国土交通省〕 |
| (12) その他関連法規、規定など | |

4. 提 出 書 類

提出書類の部数は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 承認図書 | 提出部数 2部 (A4サイズ) |
| (2) 完成図書 | 提出部数 2部 (A4サイズ)、CD-R 1部 |
| (3) その他協議書類 | 監督職員の指示によるものとする。 |

第3章 工事の範囲

本工事は、排水機場吸水槽入り口に設置する鋼製スクリーン一式の設計、製作、据付までとする。

1. 施工範囲

- (1) 鋼製スクリーン製作・据付 1 式

第4章 設計

1. 設計一般

設計に当っては、関係する諸基準・規格（第2章 3. 適用規格）を厳守し、十分検討を行い環境に順応した、調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。

2. 設計諸元

(1) 鋼製スクリーン

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 1) 形 式 | バースクリーン |
| 2) 設置台数 | 1 台 (2 基) |
| 3) 傾斜角度 | 8 0 ° |
| 4) 寸 法 | スクリーン幅 2 . 2 5 m |
| | スクリーン実長 (斜長) 1 . 4 1 m × 2 基 |
| | バー寸法 (板厚 × 幅) 9 mm × 幅 9 0 mm |
| | バーピッチ 1 0 0 mm |

第5章 使用材料

本工事の機器等に使用する材料及び部品等は、除塵設備として充分使用に耐えるものを摘要すると共に J I S 規格品又は同等品以上とする。

- (1) 主要材料は、次に掲げるものを使用するものとする。

- 1) 鋼製スクリーン S S 4 0 0

第6章 構造

鋼製スクリーン

- (1) 鋼製スクリーンは、予想する加重に十分耐え得る寸法・形状で剛性を持った構造とする。

第7章 塗装

塗装仕様は、溶融亜鉛メッキ 2 種 H D Z 5 0 を標準とする。

第8章 機械設備据付・撤去工事

1. 一般事項

本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任を持って施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。

2. 検測又は確認

この工事の検測又は確認を下記の段階で受けなければならないが、監督員と協議によるものとする。

- 1) 工場検査
 - ・材料検査
- 2) 現地検査
 - ・寸法検査

3. 安全施設

破損した場合は、受注者において同等に復旧しなければならない。

4. 輸送

各機器の輸送と保管は、積載超過運搬を防止し、破損等のないよう荷造を行い、各機器の名称等記入し、荷卸し後他の工事業者と混同しないように処置をしなければならない。

第9章 施工管理

1. 施工管理

受注者は、農林水産省施設機械工事等施工管理基準（令和2年度）及び徳島県農林土木工事施工管理基準（案）（平成28年10月）に準拠し、施工管理するものとする。

2. 写真管理基準

- (1) 工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整理し、工事の完了後又は必要なつど提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。
- (2) 撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置・寸法等を表示するものとする。

3. その他

設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、構造、機能上又は製作据付上当然必要と認めれる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

仮設トイレ設置報告書

次の工事において、仮設トイレを設置したので報告します。

1 工 事 名					
2 受注者名					
3 現場代理人					
4 提出年月日	令和 年 月 日				
5 設置した仮設トイレ	設置数 (基)	基本料金 (円)	1ヶ月料金 (円)	設置期間 (月)	合計 (円)
☐ 和式トイレ	×	(+)	×	0.0	= 0
☐ 洋式トイレ	×	(+)	×	0.0	= 0
☐ 快適トイレ	×	(+)	×	0.0	= 0
	〔規 格〕 幅 mm × 奥行 mm × 高さ mm				
	〔付加機能〕				
■ 設置期間	～				
■ レンタル会社					
<和式トイレの場合>					
■ 洋式化できなかった理由					
6 備 考					
<発注者(監督員)が記入>					
7 監督員					